

(令和5年度当初) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 吉賀町 (都道府県: 島根県)
本事業の担当部局名 保健福祉課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)							
個別事業名	吉賀町結婚新生活支援事業	新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	交付決定日	～	令和6年3月31日	事業開始年度 平成28 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,165,150 円							
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) ○地域の実情 ・吉賀町総合戦略では、「子どもを育み、子どもと共に発展するまちを目指して」を基本理念に掲げ、保育料・給食費・高校卒業までの医療費・放課後児童クラブ利用料の無償化等の子育て支援を行っている。吉賀町では『出会い・結婚・出産・子育て』を総括して支援することを課題としてとらえて、出会いでは「近隣市町村との広域出会い創出イベント」、出産・子育てでは子育て世代包括支援センターを開設(平成29年7月)。妊娠前から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行っている。 ・島根県が平成28年3月に実施した独身者を対象としたアンケートによると、未婚の理由として約3割が「経済的に余裕がないから」と回答している。 ・上記の結婚に対する支援として、経済的な理由により結婚に踏み切ることが出来ない方に住居費等の経済支援を実施している。このことで結婚への一歩を踏み出すことができると共に、少子化対策の推進にもつながると考える。 ○地域の課題 ・平成17年に7362人いた人口が、令和4年1月には5,948人と減少を続けている吉賀町では人口対策が喫緊の課題である。また、令和2年の国勢調査を見ると、20～39歳の人口931人に対して、有配偶者数は425人、未婚者数が456人と約2人に1人が結婚をしていない状況にあり、結婚を希望しながらも経済的理由から結婚を躊躇している若者に対する支援が課題である。 吉賀町総合戦略(平成27年～令和3年度)において、地方創生を実現するために「合計特殊出生率0.0166上昇」「社会増減10.4人減」と数値目標を定めている。そして、その実現に向けて ①安心して働ける「しごと」をつくる ②「結婚」「出産」「子育て」の希望をかなえる ③新しい「人の流れ」をつくる ④「協働と連携」により住みよいまちをつくる といった目標を掲げ、総合的に推進している。 本事業は上記のうち『②「結婚」「出産」「子育て」の希望をかなえる』に位置づけられる。							
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	☒	夫婦の合計所得が500万円未満	☐	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	☒	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が60万円	☐	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が30万円	☐	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	☒	家賃	☒	住宅購入費用	☒	リフォーム費用	☒	引越費用
	【その他独自要件】							
なし								

2. 申請見込													
①新規世帯見込		<table><tr><td>3</td><td>世帯</td></tr><tr><td>上記のうち</td><td>ともに29歳以下</td><td>2</td><td>世帯</td></tr></table>		3	世帯	上記のうち	ともに29歳以下	2	世帯	<table><tr><td>左記以外</td><td>1</td><td>世帯</td></tr></table>	左記以外	1	世帯
3	世帯												
上記のうち	ともに29歳以下	2	世帯										
左記以外	1	世帯											
【積算根拠】													
・令和元年～令和3年度までの支給実績(1件)の平均に加え、1件の増加を見込み計2件の申請が見込まれる。 ・令和5年度より支給要件が変更となるため、1件の増加を見込み、併せて3件が見込まれる。申請者(新規見込み)2組+要件変更による新規見込み1組=3組 補助基準額600,000円×2組(夫婦共に29歳以下) = 1,200,000円 300,000円×1組(30～39歳以下) = 300,000円 = 1,500,000円・・・(A) 前年度繰り越し分(5組分) = 830,300円・・・(B) (A)+(B)×負担率 2,330,300円 × 1/2 = 1,165,150円													
【令和4年度申請状況】 〔令和 4 年 4 月～令和 5 年 1 月〕 申請 実績 世帯数 4 世帯													
②継続補助見込		継続補助実施の有無 有		世帯									
見込世帯数		5		世帯									
対象経費支出予定額		830,300		円									
3. 広報の実施予定													
・公共施設・公民館・金融機関・郵便局・飲食店等の若者が利用する施設でのポスター掲示 ・町広報紙による事業紹介 ・保健師と連携した事業の周知 ・町SNSによる定期的な事業周知 ・婚姻届提出窓口による事業周知 ・町内事業所等でのチラシ配布													
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値									
	婚姻数		件	100 (R5～R8)									
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績									
	合計特殊出生率		%	1.83% (政府統計H25～H29)									
	婚姻件数		件	21件 (政府統計R3)									
	婚姻率		%	% (R3)									
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値									
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合		%	100									
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」		%	70									
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」		%	70									
	SNSによる広報		回	4 2 (R4実績見込)									
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	・県のHPで広報等を行う。 ・広報で実施している婚活イベントの際、参加者にチラシを配布して周知を行う。												
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	・町内事業所等チラシ配布、商工会加盟店にチラシ配布等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。												

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。